

サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第3条第2項第3号の規定に基づき、国土交通省令・厚生労働省令第7条第1項第6号の市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。ただし、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 1 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し。ただし、既存の建物を改良（用途の変更を伴うものを含む。）してサービス付き高齢者向け住宅事業を登録する場合で、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認を要さないときは、既存の建物を改良する前の当該確認済証の写しとする。
- 2 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し。ただし、当該検査済証の写しは登録住宅を使用する前までに提出するものとする。なお、既存の建物を改良（用途の変更を伴うものを含む。）してサービス付き高齢者向け住宅事業を登録する場合で、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認を要さないときは、既存の建物を改良する前の当該検査済証の写しとする。
- 3 既存の建物を改良（用途の変更を伴うものを含む。）してサービス付き高齢者向け住宅事業を登録する場合で、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認を要さないときは、実施要綱第3条第2項第1号に規定する各階平面図は、既存の建物を改良する前と改良後の当該各階平面図とする。
- 4 国土交通省令・厚生労働省令第11条第1号ロに規定する者の資格を証する書類
- 5 必要事項を記載した実施要綱第16条に規定する別記様式第9号の書類
- 6 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（別紙）